

手配旅行 取引条件説明書面

(旅行業法第12条の4による取引条件説明書面 及び 旅行業法第12条の5による契約書面)

1 本取引条件書の意義

本稿は、株式会社AWA-RE(徳島県美馬市脇町大字猪尻若宮南131-2以下「当社」といいます。)が実施する手配旅行に係る書面となります。この取引条件説明書面は、旅行契約が成立した場合は、旅行業法第12条の5により交付する契約書面の一部となります。

2 手配旅行契約

(1) この旅行は、当社が手配する旅行であり、お客さまと手配旅行契約を締結することになります。当社はお客さまの依頼によりお客さまのために代理、媒介、取次をすることなどによりお客さまが運送・宿泊その他のサービスの提供を受けることができるように、手配することを引き受けます。

(2) 当社は旅行の手配にあたり、旅行代金として運送・宿泊機関等に支払う運賃・料金その他の旅行費用の他、所定の旅行業務取扱料金を申し受けます。

(3) 旅行業務取扱料金は、旅行業法でその収受が認められているもので、当社の旅行業務取扱料金は、法の定めにより、各支店(営業箇所)の店頭に掲示してあります。また、ご希望のお客さまには旅行業務取扱料金表をお渡しいたします。

(4) 当社が善良な管理者の注意をもって旅行サービスの手配をしたときは、手配旅行契約に基づく当社の債務の履行は終了します。したがって、満員、休業、条件不相当等の事由により、運送・宿泊機関等との間で旅行サービスの提供をする契約を締結できなかった場合であっても、当社がその義務を果たしたときは、旅行者は、当社に対し、当社所定の旅行業務取扱料金(第17項参照。以下「取扱料金」といいます。)を支払わなければなりません。

(5) 当社は、手配旅行契約の履行に当たって、手配の全部又は一部を本邦内又は本邦外の他の旅行者、手配を業として行う者その他の補助者に代行させることがあります。

3 契約のお申込み

(1) 当社はお客さまのご希望による乗車券・宿泊券等の手配旅行契約の予約の申込みを所定の申し込み書及び電話・電子メール・ファクシミリ等の通信手段により受け付けします。

(2) 電話、電子メール、郵便及びファクシミリその他の通信手段による旅行契約の場合、契約は申し込みの時点では成立しておらず、当社が契約の締結を承諾した旨を通知した日の翌日から起算して3日以内に、申し込み書の提出をしていただきます。この期間内に申し込み書の提出がなされない場合、当社はお申し込みがなかったものとして取り扱う場合がございます。

(3) 当社は同一のコースにおいて、参加しようとする複数の旅行者および団体・グループを構成する旅行者(以下「構成者」といいます。)が責任のある代表者を定めたときは、その者が契約の申し込み、契約の締結及び解除等に関する一切の代理権を有しているものとみなし、その団体に係る旅行業務に関する取引は当該代表者(以下「契約責任者」という。)との間で行います。

(4) 契約責任者は、当社が定める日までに、構成者の名簿を当社に提出しなければなりません。

(5) 当社は、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務又は義務については、なんらの責任を負うものではありません。

(6) a. 身体に傷害をお持ちの方、b. 健康を害している方、c. 妊娠中の方、d. 補助犬使用者の方その他の特別な配慮を必要とする方は、その旨お申出ください。当社は可能な範囲内でこれに

応じます。なお、旅行者からのお申出に基づき、当社が旅行者のために講じた特別な措置に要する費用は旅行者の負担とします。

(7) 外国籍の旅行者は別途の手続き・手配等が必要となる場合がありますので、必ずお申し込み時にお申し出ください。

(8) お申し込み時に20歳未満の方は親権者の同意書が必要です。

4 契約締結の拒否

当社は、次に掲げる場合において、契約の締結に応じないことがあります。

① 第3条(6)の申し出のあった場合であって、旅行者の参加のために必要な措置が講じられないとき

② 旅行者が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、その他の反社会的勢力であると判明した場合

③ 通信契約を締結しようとする場合であって、旅行者の有するクレジットカードが無効である等、旅行者が旅行代金等に係る債務の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従って決済できないとき。

④ 旅行者が、当社に対して不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。

⑤ 当社の業務上の都合があるとき。

5 契約の成立時期

(1) 契約は、当社が契約の締結を承諾し、申込金を受理した時に成立します。当社指定の銀行口座への旅行代金のお振込みがあった場合には、当社の領収書は銀行の発行する振込金受領書をもって代えさせていただきます。クレジットカードでお支払いの場合は、カードを利用した時に成立いたします。

(2) 当社は契約責任者と手配旅行契約を締結するときは、前(1)の規定にかかわらず、申込金の支払いを受けることなく手配旅行契約の締結を承諾することがあります。この場合、当社は契約責任者にその旨を記載した契約書面を交付するものとし、手配旅行契約は、当社が当該契約書面を交付した時に成立するものとしします。

(3) 申込金は、旅行代金、取消料若しくは違約料の一部として取扱います。

(4) 通信契約は、(1)の規約にかかわらず、当社が旅行者に承諾の通知を受けて、同申し込みを承諾する旨の通知を発したときに成立します。ただし、当該契約において電子承諾通知を発する場合は、当該通知が旅行者に到達したときに成立します。

6 契約書面の交付

(1) 当社は、契約の成立後速やかに、旅行者に旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した契約書面を交付します。

(2) 契約書面を交付した場合において、当社が契約により手配し旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、(1)の契約書面に記載するところによります。

7 契約内容の変更

(1) 旅行者から契約内容の変更の求めがあったときは、当社は可能な限り旅行者の求めに応じます。この場合、当社は旅行代金を変更することがあります。

(2) (1)の旅行者の求めにより手配旅行契約の内容を変更する場合、旅行者は、既に完了した手配を取り消す際に運送・宿泊機関等に支払うべき取消料、違約料その他の手配の変更に要する費用を負担するほか、当社に対し、当社所定の変更手続料金を支払わなければなりません。また、当該手配旅行契約の内容の変更によって生ずる旅行代金の増加又は減少は旅行者に帰属するものとします。

8 旅行契約の解除

(1) 旅行者は、いつでも手配旅行契約の全部又は一部を解除することができます。

(2) (1)の規定に基づいて手配旅行契約が解除されたときは、旅行者は、既に旅行者が提供を受けた旅行サービスの対価として、又はいまだ提供を受けていない旅行サービスに係る取消料、違約料その他の運送・宿泊機関等に対して既に支払い、又はこれから支払う費用を負担するほか、当社に対し、当社所定の取消手続料金及び当社が得るはずであった取扱料金を支払わなければなりません。

(3) 旅行者は、当社の責に帰すべき事由により旅行サービスの手配が不可能になったときは、手配旅行契約を解除することができます。

(4) (3)の規定に基づいて手配旅行契約が解除されたときは、当社は、旅行者が既にその提供を受けた旅行サービスの対価として、運送・宿泊機関等に対して既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用を除いて、既に收受した旅行代金を旅行者に払い戻します。

9 当社による旅行契約の解除

次の場合は旅行契約を解除することがあります。この場合、旅行者は、いまだ提供を受けていない旅行サービスに係る取消料、違約料その他の運送・宿泊機関等に対して既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用を負担するほか、当社に対し、当社所定の取消手続料金及び当社が得るはずであった取扱料金を支払わなければなりません。

(1) 旅行代金を期日までに支払いただけない時。

(2) 申し込み条件の不適合。

(3) 通信契約を締結した場合であって、旅行者の有するクレジットカードが無効になる等、旅行者が旅行代金等に係る債務の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従って決済できなくなったとき。

10 旅行代金

(1) 旅行者は、旅行開始前の当社が定める期間までに、当社に対し、旅行代金を支払わなければなりません。

(2) 通信契約を締結したときは、当社は、提携会社のカードにより所定の伝票への旅行者の署名なくして旅行代金の支払いを受けます。この場合において、カード利用日は、当社が確定した旅行サービスの内容を旅行者に通知した日とします。

(3) 当社は、旅行開始前において、運送・宿泊機関等の運賃・料金の改訂、為替相場の変動その他の事由により旅行代金の変動を生じた場合は、当該旅行代金を変更することがあります。

(4) (3)の場合において、旅行代金の増加又は減少は、旅行者に帰属するものとします。

(5) 当社は、当社が旅行サービスを手配するために、運送・宿泊機関等に対して支払った費用で旅行者の負担に帰すべきもの及び取扱料金（以下「精算旅行代金」といいます。）と旅行代金として既に收受した金額とが合致しない場合において、旅行終了後、(6)及び(7)に定めるところにより速やかに旅行代金の精算をします。

(6) 精算旅行代金が旅行代金として既に收受した金額を超えるときは、旅行者は、当社に対し、

その差額を支払わなければなりません。

(7) 精算旅行代金が旅行代金として既に収受した金額に満たないときは、当社は、旅行者にその差額を払い戻します。

11 添乗サービス

(1) 当社は、契約責任者からの求めにより、団体・グループに添乗員を同行させ、添乗サービスを提供することがあります。

(2) 添乗員が行う添乗サービスの内容は、原則として、あらかじめ定められた旅行日程上、団体・グループ行動を行うために必要な業務とします。

(3) 添乗員が添乗サービスを提供する時間帯は、原則として、八時から二十時までとします。

(4) 当社が添乗サービスを提供するときは、契約責任者は、当社に対し、所定の添乗サービス料を支払わなければなりません。

12 当社の責任

(1) 当社は当社または手配代行者が故意又は過失により旅行者に損害を与えた場合は損害を賠償いたします。ただし、損害発生の日から起算して2年以内に当社に対して通知があったときに限ります。

(2) 旅行者が天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社又は当社の手配代行者の関与し得ない事由により損害を被ったときは、当社は(1)の場合を除き、その損害を賠償する責任を負うものではありません。

(3) 当社は、手荷物について生じた(1)の損害については、損害発生の日から起算して14日以内に当社に対して通知があったときに限り、旅行者1名につき15万円を限度(当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。)として賠償します。

13 旅行者の責任

(1) 旅行者の故意又は過失により当社が被ったときは、当該旅行者は損害を賠償しなければなりません。

(2) 旅行者は、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社又は旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。

(3) 旅行者は、当社から提供される情報を活用し、契約書面に記載された旅行者の権利・義務、その他旅行契約の内容について理解するように努めなければなりません。

14 事故等のお申し出について

旅行中に、事故などが生じた場合には、直ちに最終日程表でお知らせする連絡先にご通知ください。(もし、通知できない事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご通知ください。)

15 個人情報の取り扱いについて

当社は、旅行申込みの際に提出された申込書に記載された個人情報について、旅行者との間の連絡のために利用させていただくほか、旅行者がお申込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続に必要な範囲内で利用させていただきます。

※ このほか、当社は①会社及び会社と提携する企業の商品やサービス、キャンペーンのご案内、②旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い、③アンケートのお願い、④特典サービスの提供、⑤統計資料の作成に旅行者の個人情報を利用させていただくことがあります。

16 約款準拠

本取引条件説明書面に記載のない事項は当社の旅行業約款(手配旅行契約の部)に定めるところによります。

17 当社所定の旅行業務取扱料金

内容			料金
手配料金	運送機関と宿泊機関等の手配が複合した場合	10人以上の団体手配旅行の場合	旅行費用総額の20%
		個人(上記以外の場合)	1件につき540円
	宿泊券のみの場合	10人以上の団体手配旅行の場合	宿泊券面額の20%
		個人(上記以外の場合)	1件につき540円
運送機関のみの場合		1件につき540円	
添乗サービス料金(宿泊、交通費等の旅行実費を除く)			添乗員1人1日につき32,400円
変更手続料金	運送機関と宿泊機関等との手配が複合した場合	10人以上の団体手配旅行の場合	変更に係る部分の変更前の旅行代金の20%
		個人(上記以外の場合)	1件につき540円
	運送機関の予約・手配の変更		1件につき540円
	宿泊機関の予約・手配の変更(宿泊券の切替が必要な場合はそれを含む)		1件につき540円
取消手続料金	運送機関と宿泊機関等との手配が複合した場合	10人以上の団体手配旅行の場合	取消に係る部分の旅行代金の20%
		個人(上記以外の場合)	1件につき540円
	運送機関の手配の取消し(未使用乗車船券の清算手続きがある場合はそれを含む)		1件につき540円
	宿泊機関の手配の取消し(未使用宿泊券の清算手続きがある場合はそれを含む)		1件につき540円
連絡通信費	お客様の依頼により緊急に現地手配等のための通信連絡を行った場合		1件につき540円 (電話・電報料は別)